

# OSGフェニックス 後援会 会 則

## 第1条（名称）

本会は「OSGフェニックス 後援会」と称する。

## 第2条（事務所）

本会の事務所を愛知県豊川市におく。

## 第3条（目的）

本会は「OSGフェニックス」の活動を後援し、日本一のバスケットボールチームに成長するよう応援し、合わせて愛知県東三河地区並びにフランチャイズ地区バスケットボールの健全な発展と振興をはかることを目的とする。

## 第4条（事業）

- （1）「OSGフェニックス」の活動に対する物心両面にわたる支援活動事業
- （2）「OSGフェニックス」の活動の広報、宣伝事業
- （3）会員相互の親睦をはかる事業
- （4）その他会の目的を達成するために必要な事業

## 第5条（会員）

本会の会員は、会の目的に賛同する個人、家族又は法人とする。

## 第6条（入会）

- （1）会員は、所定の会費を納入し入会することができる。
- （2）会費を滞納した者または本会の名誉を汚した者は、理事会の決議により除名されることがある。

## 第7条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副会長	5 名		
理 事	20 名以内	幹 事	若干名	監 事	2 名

## 第8条（特別顧問、顧問及び相談役）

本会に特別顧問、顧問及び相談役をおくことができる。特別顧問、顧問及び相談役は会長が推薦する。

## 第9条（役員を選出）

- （1）会長は総会より決定する。
- （2）副会長は会長が選任する。
- （3）理事及び監事は、総会において会員中より選出する。
- （4）幹事は会長が選出する者若干名で構成する。
- （5）役員任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第10条（役員の仕事）

- （1）会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- （2）理事は理事会を構成し会務を処理する。
- （3）幹事は幹事会を構成し会務を処理する。
- （4）監事は、事務及び会計を監査する。

## 第 11 条（会議）

- （1）会議は総会、理事会および幹事会とする。
- （2）総会は年 1 回会長が招集し、理事および監事の選出を行い、収支および事業報告を行う。
- （3）臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- （4）理事会は、年 1 回定期的または臨時に開催し、事業計画、予算および決算その他重要な事項を議決する。
- （5）総会および理事会の議長は会長がつとめる。
- （6）幹事会は、必要に応じて会長が招集し、事業運営に関する事項および理事会に附議すべき事項を議決する。

## 第 12 条（会計）

- （1）本会の経費は、会費および寄付金その他の収入により賄う。
- （2）会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。
- （3）特別の事業を行う場合は特別会計で行うものとする。

## 第 13 条（会費）

- （1）会費は、個人会員 年額 1 口 5 千円  
家族会員 年額 1 口 1 万円（4 名まで登録）  
法人会員 年額 1 口 3 万円  
ファン会員年額 1 口 2 千円  
複数口の加入を妨げない。
- （2）会費については「OSG フェニックス 後援会」事務局へ、それぞれ納入するものとする。
- （3）脱会時の会費返還は行わない。

## 第 14 条（事務局長）

- （1）本会は事業を円滑に遂行するため、事務局長をおく。
- （2）事務局長は理事会にて選出する。

## 第 15 条

この会則に定めるもののほか必要な細則は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

（付 則）

1、事務所は次の場所におく

〒442-8543 愛知県豊川市本野ヶ原 3-2-2

オーエスジー株式会社 本社内

第 12 条の会計年度は、設立初年度については規定にかかわらず設立の日より 8 月 31 日までとする。

## 第 16 条（施行）

本会は平成 14 年 7 月 13 日より実施する。

初版 2002.07.13

改正 1 版 2003.6.26

改正 2 版 2004.4.26

改正 3 版 2005.9.10(会計年度変更、他)

改正 4 版 2007.4.14(事務局住所変更)